

# 議 事 録

会 議 名	平成30年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会	
開 催 日 時	平成31年1月24日（木）午後3時00分～午後4時30分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所 大会議室	
出 席 者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 一 般 公 募 光荣会障害者就業・生活支援センター 山 陽 小 野 田 精 神 保 健 家 族 会 山陽小野田市民生児童委員協議会 山 陽 小 野 田 市 障 害 者 協 議 会 社 会 福 祉 法 人 神 原 苑 宇 部 公 共 職 業 安 定 所 山 口 大 学 医 学 部 一 般 公 募 山 陽 ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 厚 狭 郡 医 師 会 小 野 田 ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 N P O 法 人 山 陽 小 野 田 市 手 を つ な ぐ 育 成 会	出口 善則 上村 篤子 大山 千春 岡村 洋子 黒瀬 桂子 桑原 照道 佐々木 勇蔵 澤村 知美 須藤 淳子 長谷 亮佑 西廣 美智子 水田 愛子 光永 仁 村上 紘一 森本 眞智子 矢田 英治
欠 席 者	山 陽 小 野 田 市 教 育 委 員 会 小 野 田 医 師 会	稲田 貴子 川端 章弘
事務担当課 及び職員	福 祉 部 長 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長 障 害 福 祉 課 長 補 佐 障 害 福 祉 課 障 害 支 援 係 長 障 害 福 祉 課 障 害 福 祉 係 長 障 害 福 祉 課 主 任	岩本 良治 辻永 民憲 岡村 敦子 岡手 優子 大坪 政通 縄田 良弘
会 議 次 第	1 辞令交付 2 福祉部長あいさつ 3 委員紹介 4 会長・副会長の選出 5 会長・副会長あいさつ 6 議事	

	<p>(1) 計画の位置づけ等について</p> <p>(2) 計画の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスについて</li> <li>・ 成果目標について（地域生活支援拠点の整備について等）</li> </ul> <p>(3) 平成30年度主な事業の実施状況について</p>
<p>1 辞令交付</p> <p>2 福祉部長あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 会長・副会長の選出 事務局に一任され、事務局案として「会長に村上委員、副会長に光永委員」を提案。全委員が賛成し承認される。</p> <p>5 会長・副会長あいさつ</p> <p>6 議事 ※山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則第4条第2項により、村上会長が議長として議事進行を行う。</p> <p>(1) 計画の位置づけ等について 第4次障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の位置づけについて、事務局が説明を行う。</p> <p>議長： ただ今の説明に関して、ご質問はありますか。</p> <p>委員： 計画の位置づけについて、この計画は総合計画を上位計画として策定していると思うが、本市においては4月から地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定している。こちらのほうが上位計画との位置づけと認識しているが、間違いないか。</p> <p>事務局： 平成30年3月に策定したときには、まだ地域福祉計画が完成していなかったため、計画書には記載されていないが、障害者計画等の上位計画に地域福祉計画があり、地域福祉計画の上位計画に総合計画があるという位置づけになる。</p>	

(2) 計画の進捗状況について

- ・障がい福祉サービスについて  
事務局が説明を行う。

議長： 障がい福祉サービスについて就労系のサービスの説明がありましたが、支援をされている現状と課題についてご意見はございませんか。

委員： 平成30年4月の報酬改定により、就労移行支援の実績（障がい者を就職させること）がないところは報酬額が著しく下がって、就労継続支援B型よりも低くなったこともあり、就労移行支援事業所の経営が厳しいという現状がある。

また、就労継続支援B型は作業をすることにより工賃を渡しているが、工賃の金額により報酬額が決まるので、事業所（施設）の努力がないところは報酬額が少なくなる。工賃があまり出せないところは廃業していくという厳しい現状がある。

就労系はⅡ種の社会福祉事業であり、企業やNPOなどいろいろな団体が参入可能というところで、競争原理が働く事業であり、その中で勝ち抜いていかなければならない。

委員： ハローワークを利用してすぐ就職活動できる方もおられるが、体調や生活リズムが安定しない等で準備が整っていない方も多くおられる。

就労移行支援の利用者が年々少なくなっているというのは、要因としてはいろいろあると感じている。主には就労移行支援を利用し、じっくりと訓練するには金銭的に余裕がない方もおられるし、訓練の必要性がなかなか自分で理解できない、認識できない方も多くおられるので、就労移行になかなか繋がらないというのもあると考える。

就職活動をして就職ができて、短期間で辞めてしまう方もおられる。失敗経験もしながら就労移行支援で訓練することが必要だということを、相談を重ねながら理解していただき、利用につながったというケースもある。

対象者の方には、金銭的なところの安定も含めて自己理解を促し、相談を重ねて就労移行支援に繋げていくことが必要だと日々感じている。

委員： やはり本人の自己理解が必要。自分の苦手なところを強化すれば一般就労に繋がっていくということを理解している方もおられるが、支援は必要ないと思っている方は離職、転職を繰り返すことが多いという印象は感じている。

議長： 次に地域生活支援事業で意思疎通支援事業や点訳・音訳事業の説明がありましたが、現在、音訳で支援をされていて気づき等はございませんか。

委員： 音訳のテープとCDを作成し必要な方に郵送することは可能である。しかし、必要としている人がどこにおられるのか分からない。

以前、広報にも原稿を出して呼び掛けてもらったが、あまり利用者が増えなかった。高齢になって、目が不自由になる人も多いと思う。

何か必要としている人を知る良い方法はないか。

委員： 自分が所属している団体で、音訳が必要な人の情報が提供できるか、役員会の議題で出してみたいと思う。

委員： 視覚障がいを持った方が184名もおられることに驚いた。

事務局： 今までは手帳交付の時にしおりをお渡しして点訳・音訳事業の案内をしていたが、昨年度からこの事業は予算化をしていることもあるので、周知の方法については一度内部で協議をして、みなさんにこの事業がいきわたるようにしたいと考えている。

委員： この事業は山陽小野田市の方のみのサービスになるのか。

委員： 声の広報は山陽小野田市の広報であるが、以前山陽小野田市に住んでいて、市外に引っ越しても、山陽小野田市のことが知りたい、広報が欲しいという方には送ったことがある。

もともと市外に住んでいる方は、他市の広報はあまり必要ではないのではないか。それぞれ住んでいるところで声の広報はあると思う。

委員： チラシ等があれば、山陽小野田市ではこのようなサービスがあると広報することはできる。

委員： 視覚障がいの方へのアプローチの方法として、例えば視覚障がい者の方は眼科を受診されている方も多いと思うので、視覚障がいが生じ始めた段階から制度を紹介してもらおうというのもあってもいいのかなと考える。

例えば医師会に相談する等して、眼科の医師へのアプローチの方法等を相談してみてはどうか。

委員： 障がいの分野からいうと、介護保険と同じように障がいのある方にも相談支援の方がついている。チラシ等があれば相談支援事業所の相談員がその方の情報をいろいろ知っているので、相談から広がっていくというのもあると思う。

(2) 計画の進捗状況について

- ・成果目標について（地域生活支援拠点の整備について等）  
事務局が説明を行う。

議長： 地域生活支援拠点の整備に関する説明に関しまして、地域の課題として考えられることや地域の体制としてどのようなものが必要と考えられるか、ご意見はございませんか。

委員： 先日、なるみ園とかに工房で合同の防火訓練を行った。先生だけで子供を広場まで連れていくのが不可能であるため、かに工房から応援に行って子供たちの手を引いて一緒に防火訓練をやろうということとなり、消防署に依頼して防火訓練を行うことになった。おかげで訓練をスムーズに行うことができた。このように今後は地域のなかで障がいを持った子供たちを支えていく、ということを検討していかないといけないと感じた。

今後は、高齢化がますます進み、障がい者の親が施設に入ることにより、本人が家でひとりになる状況もある。

私が知っている事例は、母が入院し本人がひとりで生活することになった事例であるが、これで生活ができるのかと思うくらいの支援しか入っていない状況である。

国も地域へという考え方を持っている。そうなると、まずグループホームが市内にないとなかなか難しい。

基幹相談支援センターに相談すれば解決するととらえられるが、これで本当にいけるのかなと思う。しかし、この24時間体制というのが私たちとしてはありがたい。

事務局： 基幹相談支援センターはすでに市役所の障害福祉課内に設置してある。相談の拠点として24時間体制の相談支援拠点を作り、そこと基幹相談支援センターが連携し、相談支援を行うという形になる。

個別の障がい福祉サービスの相談は、相談員（介護保険であればケアマネジャー、障がい福祉サービスであれば相談支援専門員）がおられるので、相談支援拠点ではなく、個々の相談支援専門員にさせていただく形になる。

委員： 地域のまちづくりのところで、就労支援する側はとても頑張っておられるのに、雇用する側の障がいに対する理解が低い場合もあるのではないかと思う。雇用してそれで終わりではなく、そこからスタートだと思う。雇用する側の勉強会の場があったら良いなと思う。

委員： 拠点としての24時間体制の相談窓口は必要であるが、地域で暮らしている中で出た困りごとが、高齢者のサービスになるのか、障がい者のサービス

になるのか、就労になるのか、生活困窮になるのかという、総合的な課題として考えていかななくてはならない場合もあるため、高齢者の仕組みと障がい者の仕組みは連携して進めていかなければならないと思う。

今運営協議会が地域包括支援センターの中にもあるが、障がいの自立支援協議会の中でも仕組みとしてどう進めていくかというのを話し合っていかなければならない。障がいは障がい、高齢は高齢というだけの問題ではない。それぞれの分野で頑張っているものを見える形にして整理をしていって、意味づけをしていったらいいのかなと思う。

生活の中で上がってきたものを、いろいろなネットワークで繋いでいくという仕組みをつくる必要があるとあり、その中で、隣近所の理解、地域の中で支えあうという互助を進めていくことも必要ではある。個人情報壁もあり、なかなか難しいところではあるのが、高齢の分野でも障がいの分野でも共通の課題ではあると思う。

委員： 連携や互助はもちろん必要だと思う。行政の中に基幹相談支援センターがあり、新たに24時間対応の相談窓口ができることで、それ自体はとてもいいことであるが、それができたことで全てができるか、というとそれは無理なことだと思う。24時間対応の相談窓口ができたり、緊急時の受け入れができるようになったりしたとしても、それらができたからそこに全部お任せというのではなく、今関わられているみなさんが、これまで通りの支援に加えて、さらにそれで足りないものを新しい仕組みでやっていくということである。

例えば、インフルエンザにかかった時に、ヘルパーが入れなくなったので、その方に緊急時の対応をお願いしよう、新しい仕組みができたからそこに任せよう、という発想が出たとしても、インフルエンザがそこで蔓延してはいけないから、恐らく受け入れてもらえないと思う。

新しい仕組みができたから、それで全て解決ではない。現在このようなケースに対して様々な対応をされていると思うが、そこは引き続き行わなければならない、それに加えて集約化とか緊急時の対応が少しできるようになるというくらいの理解だと思う。この仕組みができた事で全て解決するということではないということに気を付けないといけないと思う。

議長： 次に、医療的ケアが必要な方への支援体制の構築につきまして、地域や事業所で困っていること、課題はありませんか。

委員： 児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童のデイサービスは、実際にどこまでの医療的ケア児の受け入れができるか、事業所ごとに基準が違うので、情報共有が大事である。個別の担当者会議でどのように対応しているか等の情報を、家族や併用している事業所で共有することで、統一した支援を

行うことができる。

関係機関の協議の場の設置や総合的な支援体制の構築は、やっていかなければならないと思うし、保護者にも知っていただきたい。

緊急時の受け入れでは、施設側が実際に受け入れができるか、ということになるが、緊急時だけではなく、日頃からその他のサービスを利用し、その方を知ってもらうことで、施設側も受け入れがしやすくなるというのはある。

(3) 平成30年度主な事業の実施状況について  
事務局が説明を行う。

議長： ただ今の説明に関しまして、ご意見はございませんか。

質疑応答はなし

議長： 最後に、委員のみなさまより何かご意見はございませんか。

委員： 障がい者の就労の件ですが、雇用主に理解をして欲しい取り組みとして、雇用主にお願いしているのは、周りの同僚の方からできないことを指摘されることが多いが、それ以上に集中力があったりすることで、それを補っても余りあるというところを評価していただきたいということ。そうすることで就労に結びついているということもある。

委員： ハローワークでも障がい者雇用を行いたいという会社があったら相談を受けている。

障がい者の雇用義務が課せられている45.5人以上の企業には県内でもセミナーを行っている。ハローワークでも障がい者雇用の必要性がある企業でまだ障がい者の雇用が1人か0人である会社を対象に小規模ではあるがセミナーを開催している。ただこれより少ない企業に対しては開催ができていないので、そこを考えたい。

委員： 先日障がい者と交流することがあったときに、精神に関する手帳はないのかとの質問があったが、精神障がいにも手帳はあるのか。

事務局： 障がい福祉のしおりにあるように、「精神障害者保健福祉手帳」制度がある。精神障がいについても、「身体障害者手帳」、療育手帳と同じように手帳があるので、まずは相談をしていただきたい。

障害福祉課長があいさつの後、閉会。

